

## 山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ施設整備検討委員会の 委員の公募に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新ごみ処理施設建設の業務における政策決定に住民意見を反映させるため、山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）委員の一部を広く一般から公募することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (応募資格)

第2条 公募による検討委員会の委員に応募できる者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 平成29年4月1日現在、満18歳以上の者。
- (2) 平成29年4月1日時点で天理市に住所を有し、引き続き3か月以上住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者。
- (3) 天理市職員（市長、副市長、教育長及び上下水道管理者並びに天理市の定数内職員をいう。）でない者。
- (4) 平日昼間の検討委員会に出席することができる者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

### (公募委員の数)

第3条 公募委員の数は、2名以内とする。

### (応募方法)

第4条 公募による検討委員会の委員に応募しようとする者は、山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備検討委員会委員申込書を記入の上、応募締切日までに山辺・県北西部広域環境衛生組合管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- 2 提出については、山辺・県北西部広域環境衛生組合事務局（以下「事務局」という。）への持参によるものとする。
- 3 提出した申込書については、返還しないものとする。

(決定の方法)

第5条 管理者は、応募者数が公募委員定数を超えた場合は公開抽選を行うものとする。

2 公開抽選は、募集期間終了後、原則として2週間以内に行い、委員を決定するものとする。

3 決定後は速やかに、応募した者に通知するものとする。

(公募の方法)

第6条 委員の公募にあたっては、公募委員募集案内書により広く周知するものとする。

2 公募にあたっての周知事項は、次に掲げる方法により周知するものとする。

(1) 公募委員募集案内書を山辺・県北西部広域環境衛生組合ホームページ、天理市ホームページに掲載する。

(2) 公募委員募集案内書を事務局の窓口へ備え付ける。

(3) その他管理者が必要と認める方法により公表する。

3 委員公募の期間は2週間以上設けるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月16日から施行する。